

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年（2020年）2月に定期
監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表
する。

令和2年4月10日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象（主として令和元年度分）

消防本部及び消防署所管の財務に関する事務

- ・総務課
- ・予防課
- ・警防課
- ・救急課
- ・指令課
- ・消防署
- ・谷中分署
- ・大相模分署

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、令和元年度の監査対象とした。

- 前回の監査期間 平成28年12月13日から平成29年2月20日まで
《消防本部及び消防署》 総務課 予防課 警防課 救急課 指令課
消防署 蒲生分署 間久里分署

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

消防本部及び消防署は消防行政施策、消防広報、警防救助業務、救急業務、緊急通報の受理及び出動の指令、火災の警戒及び鎮圧、救助活動及び救急活動に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収入事務、契約事務及び特殊勤務手当の支出事務などを主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
2 過大支出・過少支出が発生するリスク	特殊勤務手当の支出について ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査した。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 旅費・特殊勤務手当の計算事務
- ② 契約事務
- ③ 補助金等の交付事務

(3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 公有財産の管理

5 監査の期間

令和元年12月11日（水）から令和2年2月19日（水）まで

II 事務の概要

消防本部及び消防署の主な事務は次のとおりである。

(越谷市消防本部の組織に関する規則、越谷市消防署の組織に関する規程による。)

課 名	主 な 事 務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人事並びに消防行政施策の企画及び調整に関すること。 (2) 予算及び決算の調整並びに経理に関すること。 (3) 消防関係の条例及び規則の制定改廃に関すること。 (4) 公印の管守に関すること。 (5) 消防統計に関すること。 (6) 職員の給貸与品に関すること。 (7) 職員の福利厚生及び公務災害補償に関すること。 (8) 消防長会に関すること。 (9) 消防職員委員会に関すること。 (10) 越谷市消防賞じゆつ金等審査委員会に関すること。 (11) 職員の研修に関すること。 (12) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。 (13) 表彰に関すること。 (14) 職員の安全衛生管理に関すること。 (15) 消防庁舎の整備及び管理に関すること。 (16) 消防本部に属する財産に関すること。 (17) 庁用自動車(消防自動車等を除く。)に関すること。 (18) 安全運転管理者に関すること。 (19) 他の課に属しないこと。
予防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防広報に関すること。 (2) 消防用設備に関すること。 (3) 越谷市住宅防火連絡協議会に関すること。 (4) 建築物確認に対する同意に関すること。 (5) 防火管理者及び防災管理者に関すること。 (6) 防火対象物の消防計画及び訓練の指導に関すること。 (7) 越谷市火災予防条例(昭和 37 年条例第 16 号)の実施に関すること。 (8) 消防音楽隊に関すること。 (9) その他火災予防に関すること。 (10) 越谷市幼少年婦人防火委員会に関すること。 (11) 危険物の規制に関すること。 (12) 少量危険物及び指定可燃物の規制に関すること。 (13) 危険物製造所等の検査計画及び予防措置に関すること。 (14) 危険物取扱者に関すること。 (15) 液化石油ガスに関すること。 (16) 火薬類の規制に関すること。 (17) 高圧ガス、毒劇物等の火災予防措置に関すること。 (18) 越谷市防火安全協会に関すること。 (19) 産業廃棄物施設の意見書に関すること。 (20) 査察計画及び技術に関すること。 (21) 違反対象物の処理に関すること。 (22) 予防査察に関すること。 (23) 越谷市風俗営業所等防火安全対策連絡協議会に関すること。 (24) 屋外における火災予防措置に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (25) り災証明に関する事。 (26) 火災の原因及び損害の調査に関する事。 (27) 火災等の統計に関する事。
警防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警防救助業務に係る企画及び調整に関する事。 (2) 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。 (3) 消防水利の調整及び整備に関する事。 (4) 越谷市まちの整備に関する条例(平成 14 年条例第 51 号)の消防に関する事。 (5) 消防機械器具及び消防自動車等(救急自動車及び救急器具を除く。)の整備及び管理に関する事。 (6) 高圧ガス製造施設の管理に関する事。 (7) 消防救助技術の教育に関する事。 (8) 救助統計に関する事。 (9) 消防団及び消防団員に関する事。 (10) 消防団の施設に関する事。 (11) 消防協会に関する事。
救急課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急業務の企画及び調整に関する事。 (2) 救急救命士及び救急隊員の教育に関する事。 (3) 救急用機械器具救急自動車及び救急器具の整備及び管理に関する事。 (4) 救急搬送証明に関する事。 (5) 救急情報及び統計に関する事。 (6) 応急手当の指導及び普及に関する事。 (7) 医療機関等との連携に関する事。 (8) メディカルコントロール協議会に関する事。 (9) 自動体外式除細動器(AED)に関する事。
指令課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報の受理及び出動の指令に関する事。 (2) 消防用通信の管制業務に関する事。 (3) 通信施設の維持管理に関する事。 (4) 通信技術の指導に関する事。 (5) 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 (6) 火災警報に関する事。 (7) 埼玉県広域災害救急医療情報システムに関する事。 (8) 携帯電話等 119 番通報受信・転送体制に関する事。 (9) 埼玉県防災情報システムに関する事。 (10) 衛星通信ネットワークシステムに関する事。 (11) 消防庁舎の監視に関する事。 (12) 加入電話の交換業務に関する事。 (13) 消防分野における IT 化推進に関する事。 (14) 緊急通報システムに関する事。 (15) 越谷市防災行政無線に関する事。

消防署 谷中分署 大相模分署	【消防担当】 (1) 職員の教養訓練及び勤務に関する事。こと。 (2) 消防署に属する備品及び財産に関する事。こと。 (3) 公印の管守に関する事。こと。 (4) 火災の予防に関する事。こと。 (5) 消防広報に関する事。こと。 (6) 火災の警戒及び鎮圧に関する事。こと。 (7) 応急手当の普及に関する事。こと。 (8) その他消防署に関する事。こと。
	【警防第1中隊、警防第2中隊及び警防第3中隊】 (1) 災害の警戒及び防御に関する事。こと。 (2) 火災の原因及び損害の調査に関する事。こと。 (3) 救助活動及び救急活動に関する事。こと。 (4) 予防査察及び防火思想の普及に関する事。こと。 (5) 自主防災組織等が行う訓練の指導に関する事。こと。 (6) 消防活動に係る警防計画の作成に関する事。こと。 (7) 消防活動に係る警防訓練に関する事。こと。 (8) 消防活動に係る警防調査に関する事。こと。 (9) 消防車両及び消防機械器具の運用及び管理に関する事。こと。 (10) 越谷市火災予防条例(昭和37年条例第16号)第45条の規定による届出に関する事。こと。 (11) 消防水利の調査及び保全に関する事。こと。 (12) 職員の安全衛生に関する事。こと。 (13) 消防庁舎の管理に関する事。こと。 (14) 応急手当普及講習に関する事。こと。 (15) 署の庶務に関する事。こと。 (16) その他警防中隊に関する事。こと。

Ⅲ 監査の結果

今回監査を実施したところ、消防本部及び消防署所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。なお、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例に、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 庶務事務システムへの入力誤りがあつたため支給金額に不足が生じていたもの。(予防課)

② 日当の請求金額が誤っていたため過支給となっていたもの。(予防課)

(2) 特殊勤務手当の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する夜間特殊業務手当については、越谷市職員の特殊勤務手当に関する条例に、支給対象となる勤務時間や支給金額が規定されている。

職員への夜間特殊業務手当の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務実績の集計に誤りがあったため過支給となっていたもの。(消防署・大相模分署)
- ② 支給対象外の時間を計上したため過支給となっていたもの。(大相模分署)

(3) 土地賃貸借契約において、契約書の規定どおりに賃借料の見直しを検討していないものがあった。

長期継続契約である土地賃貸借の契約書を確認したところ、「賃借料は、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する固定資産税の基準年度の翌年度に見直しを検討するものとする。」と定められていたが、賃借料の見直しが検討されていなかったものである。(警防課)

<財産管理>

(1) 車両管理において、任意保険に加入していなかったことにより、補償を受けられないものがあった。

越谷市の所有する自動車については、庁舎管理課長通知により、必ず任意保険に加入する取扱いとされている。車両の管理状況について確認したところ、平成30年11月9日に取得した救急自動車に係る任意保険の加入手続を行わなかったため、物損事故に伴う賠償金及び救急自動車の修繕費用の補償を受けられなかったものである。(救急課)

【指導事項】

<収入事務>

(1) 現金取扱事務

- ① 現金出納簿に出納員の確認印及び会計管理者の検印を受けていなかったもの。(救急課)

<支出事務>

(1) 契約事務

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(予防課)
- ② 業者選定伺が起票されていなかったもの。(救急課)
- ③ 年度開始前に契約締結伺が起案されていたもの。(救急課・指令課)
- ④ 年度開始前に契約締結伺が決裁されていたもの。(救急課)
- ⑤ 契約書が作成されていなかったもの。(救急課)